



# 埼玉県報

第199号  
令和3年(2021年)  
4月13日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 手数料の徴収事務委託（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止を取り消す公示（商業・サービス産業支援課）
- 嵐山南部土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 池上土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 大里用水土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 小島土地改良区の清算人退任届（大里農林振興センター）
- 小島土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 行政区域の境界に係る管理に関する協定の締結（道路環境課）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）  
における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）  
における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

手数料	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第九十六号、第九十七号、第二百二十七号、第二百二十九号、第三百十号、第三百二十九号から第四百十二号まで、第四百六十四号、第四百六十六号、及び第四百六十七号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努 埼玉県川口市青木二丁目一番一号 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫</p>	<p>令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日 まで</p>

## 告示

### 埼玉県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 未定

（変更後） イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計四十三者

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年四月二日

#### 二 縦覧期間

令和三年四月十三日から令和三年八月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年四月十三日から令和三年八月十三日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十三号

令和三年埼玉県告示第三百九号（大規模小売店舗の廃止に関する公示）は、取り消す。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	簾 藤 美知子	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千二百六十三番地三

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、池上土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	村田 茂	同 同 五百六十六番地
同	石井 勝己	同 同 五百一番地
同	大澤 茂朗	同 同 五百九十一番地一
同	大澤 雄	同 同 五百八十六番地一
同	夏目 恵司	同 同 六百七十三番地二
同	新井 彌一郎	同 同 六百八十四番地
同	夏目 重子	同 同 五百三十九番地
同	堀口 浩市	同 同 四百九十一番地
同	堀口 秀雄	同 同 四百八十三番地
同	堀口 武夫	同 同 五百十一番地
同	石井 朋昌	同 同 六百九十三番地二
同	田口 英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	為ヶ井 静民	同 同 小敷田百三十八番地
同	風間 勝行	同 同 熊谷市上之三千七百十六番地一
同	夏目 信次	同 同 池上六百九十一番地七
同	堀口 和夫	同 同 五百八番地三
同	大澤 敏夫	同 同 三百五十八番地一
同	棚澤 弘次	行田市大字下池守五百八十九番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	村田 茂	同 同 五百六十六番地
同	石井 勝己	同 同 五百一番地
同	大澤 茂朗	同 同 五百九十一番地一



## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大里用水土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	水野 明	埼玉県熊谷市御正新田千百三十七番地五

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した小島土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	小林 完次	埼玉県熊谷市妻沼小島二千六百五十五番地一
	赤石 嘉孝	同 同 二千二十七番地
	澤田 和一	群馬県太田市押切町五百九十五番地
	赤石 勝則	埼玉県熊谷市妻沼小島二千二十一番地
	赤石 高造	同 同 二千二十二番地
	田中 初	同 同 千八百六十四番地
	富岡 浩	同 同 九百五番地二
	遠藤 隆男	同 同 二千七百三十七番地
	田中 健夫	同 同 千九百七番地二
	高橋 功	同 同 二千七百三十八番地
	野村 善雄	同 同 二千九百三十二番地十八
	赤石 仁一	群馬県太田市備前島町三百八十七番地一
	小林 正博	埼玉県熊谷市妻沼小島二千七百九十六番地
	赤石 正明	同 同 二千三十一番地
	野村 一夫	同 同 二千七百八十番地
	新島 敏明	同 同 二千三百八十一番地
	武林 英夫	同 同 二千七百九十四番地九
	野村 孝光	同 同 二千六十六番地一

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、解散認可した小島土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	石原 英明	埼玉県熊谷市妻沼小島二千七百九十九番地三
同	小平 弘正	同 同 二千六百九十七番地
同	小林 高	同 同 二千九百三十二番地十三

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十九号

測量計画機関である上尾市大谷北部第二土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

上尾市大谷北部第二土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

公共測量（出来形確認測量）

### 三 作業地域

上尾市西部

### 四 作業期間

令和三年四月十二日から令和三年十二月二十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第五百号

行政区域の境界に係る道路の管理について、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十九条第一項の規定により茨城県知事と協議して次のとおり定められたので、同条第五項の規定により公示する。

その関係図書は、令和三年四月十三日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 路線名、位置、種別、管理区間及び管理者

路線名	位置		種別	管理区間	管理者
	埼玉県	茨城県			
一般県道 幸手境界線	幸手市上吉 羽地先	猿島郡五霞 町大字元栗 橋地先	橋りょう	令和橋の 橋りょう の総延長	埼玉県

### 二 管理の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるものを除く管理

### 三 施行年月日

令和三年三月二十日

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年四月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第五号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
令和三年四月十 三日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字南側下町千百八 十二番四、千百八十三番十二	指定に係る道路の位置
五十四・三四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・二〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十八号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年四月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年四月十九日 午後二時

二 場所 皆野町役場二階二〇一会議室

# 告 示

## 埼玉選北第二区告示第二号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和三年四月十三日

埼玉県議会議員補欠選挙北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・

東秩父村選挙長 中 英 二